

森林を所有している方はご注意ください

水資源保全地域とは

水資源を保全するために
適切な土地利用を図る必要がある
地域として知事が指定する地域です。

《令和6年3月末の指定状況》

市町村名	地域指定の状況
寒河江市	全ての民有林
村山市	全ての民有林
東根市	全ての民有林
尾花沢市	全ての民有林
河北町	全ての民有林
西川町	一部の民有林
朝日町	全ての民有林
大江町	全ての民有林
大石田町	全ての民有林
新庄市	全ての民有林
金山町	全ての民有林
最上町	一部の民有林
舟形町	一部の民有林
真室川町	全ての民有林
大蔵村	全ての民有林
鮭川村	全ての民有林
戸沢村	全ての民有林
米沢市	全ての民有林
長井市	一部の民有林
南陽市	一部の民有林
高畠町	全ての民有林
川西町	一部の民有林
小国町	全ての民有林
飯豊町	全ての民有林
鶴岡市	一部の民有林
酒田市	一部の民有林
庄内町	一部の民有林
遊佐町	一部の民有林

※詳しくはお近くの県総合支庁環境課(裏面)に
お問い合わせください。
最新の指定状況は山形県ホームページでも
ご覧いただけます。

山形県水資源保全条例に基づき

「水資源保全地域」内で
森林等の土地売買や
開発行為等を行
おうとする場合は
事前届出が必要です。
[2ヶ月前まで]

※事前届出制度については、裏面をご覧ください。

- 水資源は、私たちの日常生活や農業、工業などに欠くことのできない重要な資源です。
- 山形県は、県土の約7割を森林が占め、全国一の広い面積を有するブナの天然林をはじめ豊かな自然に恵まれています。
- 豊かな自然に支えられた水資源を将来の世代に継承できるよう「水資源保全地域」を指定し土地取引等の事前届出を求めています。
- 令和6年3月時点で28市町村の32地域を「水資源保全地域」として指定しており、県内民有林のおよそ7割が該当します。

事前届出制度の概要

(対象:水資源保全地域)

☑ 土地取引等の届出

届出が必要な場合

- ・水資源保全地域内の土地を売買しようとするとき
 - ・水資源保全地域内の土地に借地権、地役権等の権利を設定しようとするとき など
- ※ 相続の場合は、届出不要です。

届出する方

土地の所有権などの権利を現に有している方（例：売買の場合は売主）

届出時期

上記の契約を締結しようとする日の2ヶ月前まで

届出先

届出に関する土地を所管する
県総合支庁環境課

届出事項

契約当事者の住所・氏名、売買等を行う土地の所在・面積、利用目的など
(届出の様式が定められています)

☑ 開発行為の届出

届出が必要な場合

水資源保全地域内で、土石や地下水の採取、建物や工作物の設置、盛土・切土といった開発行為をしようとするとき

届出する方

上記の開発行為を行おうとする方

届出時期

開発行為に着手する日の2ヶ月前まで

届出先

開発行為の予定地を所管する
県総合支庁環境課

届出事項

開発行為の予定地・面積・内容など
(届出の様式が定められています)

届出先・お問い合わせ先

山形県 村山総合支庁 環境課	〒990-2492	山形市鉄砲町2-19-68	023(621)8426
最上総合支庁 環境課	〒996-0002	新庄市金沢字大道上2034	0233(29)1285
置賜総合支庁 環境課	〒992-0012	米沢市金池7-1-50	0238(26)6035
庄内総合支庁 環境課	〒997-1392	東田川郡三川町大字横山字袖東19-1	0235(66)5706

お問い合わせ先

山形県環境エネルギー部環境企画課 〒990-8570 山形市松波2-8-1 023(630)3161

山形県 水資源

